

広島家庭裁判所

【所在地】

〒730-0012 中区上八丁堀1-6

電話 082-228-0561

【家事手続案内の受付日時】

月～金曜日（祝日及び12月29日～1月3日を除く）

午前9時～午前11時 午後1時～午後4時

【内容】

次のような問題について家事手続案内を行っています。

- (1) 離婚、婚姻費用の分担など婚姻中の夫婦に関する問題
- (2) 内縁関係解消及び調整、婚約解消など婚姻外の男女間の問題
- (3) 養育費、親権者変更、子の氏変更など親子に関する問題
- (4) 親子、兄弟姉妹その他親族間の扶養の問題
- (5) 離縁、未成年者の養子縁組、特別養子縁組、養親又は養子死亡後の離縁など養子に関する問題
- (6) 相続放棄、限定承認、遺産分割など相続に関する問題
- (7) 親族間の紛争に関する問題
- (8) 婚姻・離婚などの身分行為の無効・取消、親子関係存否確認、認知、嫡出子否認など身分行為に関する問題
- (9) 後見、保佐、補助など成年後見制度に関する問題
- (10) 不在者の財産管理、失踪宣告に関する問題
- (11) 親権者と子の間で利益が相反する場合などの特別代理人選任に関する問題
- (12) 遺言書の検認、遺言執行者の選任、遺留分の放棄など遺言・遺留分に関する問題
- (13) 相続人がいない場合の相続財産の管理に関する問題
- (14) 氏又は名の変更、就籍、戸籍訂正など戸籍に関する問題

【費用】

無 料（申立ての際には手数料などの手続費用が必要）

【方法】

戸籍謄本等の関係書類をご持参ください。

「家事手続案内」では、家庭裁判所の手続を利用できるかどうか、利用できる場合にはどのような申立てをすればよいかなどについて、説明、案内します。ただし、法律相談や身上相談には応じることができませんので、ご注意ください。

裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) に、家事事件に関する一般的な説明、審判・調停手続の説明、主な家事事件についての手続の概要や必要書類が掲載されていますので、ご利用ください。

